

作手地域自治区地域協議会に関する運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市地域自治区条例（平成24年新城市条例第30号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、作手地域自治区に設置する地域協議会に関する運営について必要な事項を定めるものとする。

(地域協議会の委員の定数)

第2条 条例第5条第2項に規定する委員の定数は、24人以内とする。

(会議の招集)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、会議に付議すべき事項を示して、開会の日の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 条例第8条第2項に規定する会議招集の手続は、招集を請求しようとする委員の連署により会長に請求しなければならない。

(会長及び副会長の互選の方法)

第4条 会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定める。

(会議の運営)

第5条 会長は、委員全員に均等に発言の機会を与えるようにしなければならない。

2 委員は、会議における発言の論点を明らかにし、簡明に述べ、円滑な議事の進行に協力しなければならない。

3 会長は、発言が前項の規定に反すると認められるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(会議録)

第6条 会議録は、会長が調製し、会長及び会議において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

(会議の公開及び会議録の公表)

第7条 会議の公開及び会議録の公表については、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、作手自治振興事務所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。